

令和7年10月1日から

スプレー缶・ガスボンベの分別区分を
(カートリッジ式)

「有害ごみ」に変更します

変更前



資源物(缶)

変更後



有害ごみ



収集時や中間処理時の火災事故防止のため
分別区分を「資源物」から「有害ごみ」に変更します

注意とお願い

- 地区の決められた「有害ごみ」の集積所に出してください。
- 危険な事故につながる可能性があるため
必ず使い切って空にし、ビニール袋に入れて出してください。
- 中身が残っているものは収集できません。

問い合わせ

行田市環境課 ☎048-556-9530